

【池田支援学校】「校則の見直し」に係る協議の経過について

1 校内における協議結果

- 1) 7月 運営委員会において県通知に基づいて「校則見直し」の校内手続きを行うことを決定した。
- 2) 8月 夏季休業中に学部・分掌毎に「校則見直し」の検討・協議を行った。
- 3) 8月28日(月) 運営委員会において「校則見直し」の案を審議した(写真1)。
- 4) 9月6日(水) 職員会議において「校則見直し」の案を承認した(写真2)。



写真1：運営委員会



写真2：職員会議

5) 校内で取りまとめた「校則見直し」案は次のとおり(表1)。

- ① まず、本校の校則にあたるものは、「服装規定」であることを確認した。
- ② 県の通知に基づき、
 - ア 児童生徒が主体的に学校運営に参画
 - イ 手順や手続きの明文化
 - ウ 人権尊重の内容・表現
 - エ 合理性
 - オ PTAや学校運営協議会の意見の聴取
 を踏まえてとりまとめ、服装、靴下、頭髮に関する条項の変更若しくは補足を行った。

表1：「校則見直し」案

現行(別紙参照)	見直し案
第4条(1) 制服 男 子 ① 黒髪刈り襟学卒服 黒ズボン ② 黒標準学卒服 黒ズボン ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	① 黒髪刈り襟学卒服 ② 黒標準学卒服 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
第4条(4) 靴下 ・白・黒・ベージュ等(華美なものを除く)	・式典等の学校行事の際は、単色(白・黒・紺)とする。
第4条(7) 頭髪 ・児童生徒らしく質素で、清潔端正	・学校生活に支障がない髪型とする。

第4条(1) 服装
 男女の制服については、本人等の申し出があった場合、本人-保護者-学校 間で協議し、ズボンの選択もできる。ズボンを選択した場合、ショールカラーブラウスに加え、カッターシャツ若しくはポロシャツの着用の選択もできる。

第4条(4) 靴下

式典等の学校行事の際は、単色（白・黒・紺）とする。

第4条(7) 頭髪

学校生活に支障がない髪型とする。

2 PTA役員会における意見聴取結果

9月8日（金）PTA役員会において、校内で取りまとめた「校則見直し」案について説明を行い、意見の聴取を行った（写真3）。

PTA役員からは、「校則見直し」案については修正・追記を求める意見は出ず、同意を得ることができたが、制服・体操服の機能性や時代性に関する要望等が出された。これに対し、令和6年度にPTAでの協議を行うことで了承を得た。これに併せて、全保護者に対して「校則見直し」案に対する書面による意見聴取を行ったところ、概ね同意を得た。



写真3：PTA役員会の協議の様子

3 学校運営協議会における意見聴取結果

9月14日（木）、学校運営協議会を開催し同委員から「校則見直し」案に対する意見聴取を行った（写真4）。

委員からは児童生徒への自由度を求める意見の他、社会の規範を学校で指導する重要性についても意見が出された。「校則見直し」案に対しては、同意を得ることができた。

また、積極的な学校への児童生徒の参画について推進することが要望された。



写真4：学校運営協議会の様子

4 児童生徒会役員会での意見集約

9月25日（月）児童生徒会役員を対象に「校則見直し」に関する学校側の説明を行った後、「① 服装に関すること」、「② 学校の規則（ルール）に関すること」、「③ 学校への意見について」の各テーマ毎に話し合いを行った（写真5～9）。

①については、現状のままでよいとする意見が多数であったが、学校側の説明などを聞いて機能性や時代性にあった変更を求める意見も出された。



写真5：児童生徒会との話し合い



写真6：話し合いの様子(1)



写真7：話し合いの様子(2)



写真8：話し合いの様子(3)



写真9：話し合いの様子(4)

②については、学校の規則を守ることを高める意見や学校生活で改善した方がよい内容に関する意見も出された。③については、新型コロナウイルス感染症の5類移行を受けて、学校全体で児童生徒が関わり合える授業の展開など学校が楽しくなる取組をしたいという積極的な要望が出された。

教員からは、児童生徒会の意見について改めて教員間で協議を行うこと、今後も児童生徒会との話し合いを進めることなどについて提案した。